

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

70歳から74歳までの組合員及び被扶養者に係る医療費の自己負担割合について (通知)

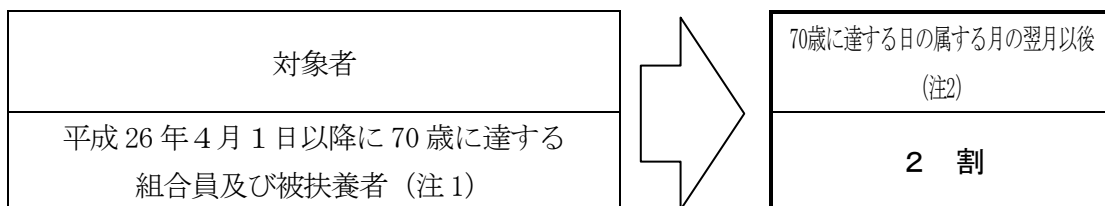
70歳から74歳までの組合員及び被扶養者に係る医療費の自己負担割合は、制度改正により平成20年4月1日から2割へ引き上げられ、軽減特例措置により平成26年3月31日まで1割負担に据え置かれていましたが、平成26年4月1日以降は下記のとおりのお取り扱いとなりますので、貴所属所の組合員へ周知してください。

記

1 内容

(1) 平成26年4月1日以降に70歳に達する組合員及び被扶養者

平成26年4月1日以降に70歳に達する組合員及び被扶養者については、70歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から、療養に係る自己負担割合は2割となる。



(注1) 誕生日が昭和19年4月2日以降の者

(注2) 平成26年4月中に誕生日を迎える者は、同年5月から2割負担となる。

(2) 平成26年3月31日以前に70歳に達した組合員及び被扶養者

平成26年3月31日以前に70歳に達した組合員及び被扶養者については、引き続き一部負担金等の軽減特例措置の対象とし、平成26年4月1日以後の療養に係る自己負担割合は1割とする。

対象者	制度改正前 (平成20年3月まで)	制度改正後 (平成20年4月から)	特例 措置	平成20年4月1日～平成31年3月31日 (軽減特例措置の期間延長)
70～74歳 (注3)	1割	2割		1割

(注3) 誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者

2 留意事項

70歳から74歳までの組合員及び被扶養者に対しては、医療費の自己負担割合を示す高齢受給者証を交付しています。

医療機関等で受診するときは、組合員証（被扶養者証）と併せて高齢受給者証を提示してください。

問合せ先
 担当 年金給付係
 上之菌・若松・橋山
 TEL：099-286-5220